

## ○貸借対照表の公告について

NPO法人は、毎年度、貸借対照表を公告することとなり、公告方法を定款で定める必要があります。(併せて、毎事業年度終了後、法務局に対し行っていた資産総額の変更登記が不要となります。)

### 1 公告の方法

- ・①官報に掲載、②日刊新聞に掲載、③電子公告（法人のHP、内閣府NPO法人ポータルサイト等）、④公衆の見やすい場所に掲示のいずれかから選択（別紙2参照）

### 2 公告が必要な貸借対照表

- ・法施行日（平成30年10月（予定））以後に作成する貸借対照表が対象
- ・ただし、施行日より前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても施行日までに公告するか、施行日以後遅滞なく公告が必要（別紙3参照）

### 3 公告の期間

- ・官報、日刊新聞紙に掲載：1度掲載
- ・電子公告（法人のHP、内閣府NPO法人ポータルサイト）：約5年間掲載
- ・法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示：掲示後1年間

### 4 注意点

現行の定款では、公告の方法を「官報に掲載」としている法人が多数となっており、今後貸借対照表の公告に係る手続や経費の関係で、「電子公告」又は「公衆の見やすい場所に掲示」に定款を変更する法人が多くあると存じます。

定款変更は総会の決議を必要としますので、法施行日までに遅滞なく手続が完了しますよう、御準備ください。

### ※内閣府NPO法人ポータルサイトとは

- ・NPO法人に関する情報を、国民に向けて広く公開するサイトです。
- ・登録に係る費用は無料で、ユーザ登録が必要です。（別紙4参照）
- ・現在認証されているすべてのNPO法人の情報が検索できます。
- ・今回の法改正で、サイトの一部の機能が変更され、貸借対照表がPDFファイル形式で簡単に掲載できます。（平成29年秋から）
- ・各NPO法人の情報は、「行政入力情報」と「法人入力情報」とで構成されています。

\*行政入力情報：所轄庁（徳島県）が入力する情報

基本情報（事務所の所在地、代表者の氏名、活動分野、目的など）

閲覧書類（定款、事業報告書等）

\*法人入力情報：各NPO法人が入力する情報

組織情報（電話番号、メールアドレス、ホームページURL、活動内容など）

財務情報（活動計算書、貸借対照表など）